

能登島交流市場
指定管理者申し込みにおける質疑応答

Q1. 応募段階では、定款に事業目的が記載されていない事業者であるが、問題はないか。
また、指定管理者として契約できた場合に定款の変更を行い、差し替える形で問題はないか。

A. 問題はないが、定款変更したうえでの応募が望ましい。公平性の観点から応募後、選定委員会までの期間に定款の差し替えることは認められない。
また、契約の段階において差し替えることは問題ない。
なお、定款を変更することについては、覚書等で言語化しておくことが望ましい。

Q2. 2026 年度の営業実績について 2026 年 3 月 20 日の全面再開後の実態を次期 5 年間の収支・KPI 計画の基礎資料としたいため、2026 年 3 月以降の月別来場者数、月別売上高及び部門別売上高（物販、レストラン、ファストフード、テナント、自動販売機、自主事業その他）をご提示ください。来場者数については、施設来館者、レジ客数、駐車場利用者等のどの数値を用いているか、集計方法も併せてご教示ください。可能であれば、比較可能な 2019 年度及び 2023 年度の月別実績もご提示ください。

A.

売上										
2026年度(R8年度)										
※売上金額は税込										
	4月		5月		6月		7月		8月	
	売上	レジ客数	売上	レジ客数	売上	レジ客数	売上	レジ客数	売上	レジ客数
売店	5,635,621	2,488	9,966,301	4,622	7,118,855	3,357	8,955,901	4,027	13,622,507	5,944
レストラン	1,026,200	1,281	2,189,200	2,398	1,282,650	1,406	2,212,820	2,306	5,517,510	5,512
ファストフード	17,980	37	682,040	1,464	240,840	514	659,890	1,349	1,855,470	3,632
大漁屋	1,554,600	712	4,102,400	1,856	2,185,900	994	3,182,750	1,416	5,151,080	2,411
自販機										
その他										
合計	8,234,401	4,518	16,939,941	10,340	10,828,245	6,271	15,011,361	9,098	26,146,567	17,499

2023年度(R5年度)										
	4月		5月		6月		7月		8月	
	売上	レジ客数	売上	レジ客数	売上	レジ客数	売上	レジ客数	売上	レジ客数
売店	7,826,588	3,612	12,789,860	5,498	5,072,559	2,626	8,697,174	4,100	15,545,590	7,453
レストラン	2,188,750	2,282	3,212,610	3,164	1,270,182	1,443	2,617,850	2,724	5,561,955	6,088
ファストフード	712,050	1,764	1,303,160	3,302	393,218	1,099	959,260	2,422	2,610,276	7,183
大漁屋	2,183,150	730	2,627,850	832	1,040,136	403	2,226,150	746	4,361,364	1,441
自販機										
その他										
合計	12,910,538	8,388	19,933,480	12,796	7,776,095	5,571	14,500,434	9,992	28,079,184	22,165
震災のため営業不能										
	10月		11月		12月		1月		2月	
	売上	レジ客数	売上	レジ客数	売上	レジ客数	売上	レジ客数	売上	レジ客数
9,195,255	4,480	10,065,743	4,368	3,590,503	1,746					
1,991,773	2,250	2,219,880	1,990	785,182	927					
823,569	2,425	572,650	1,540	97,091	267					
2,523,636	922	2,615,900	753	704,318	287					
14,534,233	10,077	15,474,173	8,651	5,177,094	3,227	0	0	0	0	0

2019年度(R元年度)										
	4月		5月		6月		7月		8月	
	売上	レジ客数	売上	レジ客数	売上	レジ客数	売上	レジ客数	売上	レジ客数
売店	10,346,702	4,710	15,881,172	7,151	7,090,484	3,575	9,816,918	4,814	23,323,972	10,106
レストラン	3,431,550	3,991	5,102,850	5,681	2,421,490	3,056	3,586,510	4,325	8,336,600	8,866
ファストフード	1,162,100	3,315	2,152,150	5,937	350,450	1,042	1,251,150	3,643	3,298,300	9,180
大漁屋	2,210,800	741	3,145,200	1,117	1,548,940	574	2,434,700	895	5,402,600	1,827
自販機										
その他										
合計	17,151,152	12,757	26,281,372	19,886	11,411,364	8,247	17,089,278	13,677	40,361,472	29,979
	10月		11月		12月		1月		2月	
	売上	レジ客数	売上	レジ客数	売上	レジ客数	売上	レジ客数	売上	レジ客数
8,504,130	4,392	8,953,900	4,533	3,369,012	1,670	2,847,960	1,628	4,605,336	2,333	4,463,228
2,251,690	2,523	2,653,670	2,936	1,034,170	1,134	1,285,460	1,505	1,372,160	1,574	1,657,840
317,550	969	107,100	398	0	0	0	0	0	0	0
1,872,050	681	2,223,290	794	1,009,630	388	876,620	353	1,187,360	479	1,441,570
12,945,420	8,565	13,937,960	8,661	5,412,812	3,192	5,010,040	3,486	7,164,856	4,386	7,562,638

Q3. 売上の部門別・販売形態別構成及び地域産品売上について 売店、農水産物等の委託販売、レストラン、ファストフード、レンタルスペース、自動販売機、自主事業その他について、直近の部門別売上高をご提示ください。また、物販について、仕入販売、委託販売、テナント等の販売形態別の売上構成及び、委託販売に係る主な手数料率・精算条件をご教示ください。併せて、能登島産、七尾市産、石川県産の商品について、売上高又は売上構成比を把握されている場合はご提示ください。農産物、水産物、畜産物、加工品、工芸品等のカテゴリー別売上高についても、把握可能な範囲でご教示ください。

A. 物販販売形態別売上構成…売上ベースで委託：86.5%、仕入：13.5%(8月実績)

手数料率…基本 30%、地元業者 15%

精算条件…未締め、翌月末払い

産地別売上構成比…データ集計無し

カテゴリー別売上高…データ集計無し。単価変更時にシステム上、上書きされるため過去のデータの抽出不能。

Q4. 出荷者・仕入先等の状況について 地域連携及び商品調達計画の検討のため、現在の登録生産者・出荷者・納入事業者数と、直近1年間に実際に出荷・納入実績のある実稼働者数をご提示ください。可能であれば、農産物、水産物、畜産物、加工品、工芸品等の区分及び、能登島内、七尾市内、能登地域、その他の地域別構成もご教示ください。

A. 現在の登録生産者・出荷者・納入事業者数…約 70～80 社

カテゴリー別区分…大漁屋：24%、菓子類：28%、海産物：23%、酒・ドリンク：10%、農産物：4%、

ガラス商品：3%、玩具類：2%、その他：6%

地域構成…能登島内：30%、七尾市内：20%、能登地域：15%、県内：20%、県外：15%(本社が県外含む)

Q5. 既存テナント・事業者の契約関係について 現在施設内で営業、販売、サービス提供等を行っているテナント・事業者について、事業者名、営業内容、契約主体（七尾市、現指定管理者その他）、契約期間、使用区画、賃料・手数料等の契約形態及び、次期指定管理期間への承継の考え方をご提示ください。

A. 飲食として大漁屋を運営する㈱能登島クラス。指定管理者と1年間の委託販売契約。その他詳細情報は機密保持契約に係るため、開示不可とさせていただきます。

次期指定管理期間への承継の考え方…当該事業者との合意によるものと考えます。

Q6. 現指定管理者が撤去予定の物品について 備品リストについては説明会で確認しております。次期指定管理者の初期投資及び開業準備の検討のため、備品リスト記載物のうち、現指定管理者が指定期間終了時に撤去する予定の物品のみ、品名、数量等が分かる範囲でご提示ください。

A. 備品リスト記載物のうち撤去予定のものはありません。(指定管理者所有の備品はリストに記載されていません)

Q7. POS・販売管理・通信システム等について 現在使用している POS レジ、委託販売精算、在庫管理、キャッシュレス決済、売上管理、パソコン、電話、インターネット回線、Wi-Fi 等について、所有者、契約者、メーカー・システム名、台数及び次期指定管理者による継続使用の可否をご教示ください。継続できないものについては、新指定管理者が新たに整備する必要があるとの理解でよい併せてご回答ください。

A. POS・販売管理・通信システムは、現指定管理者の所有及び契約者となっており、継続使用の可否については、個別に対応させていただきます。

Q8. 現従業員の雇用状況について 運営体制及び人件費計画の検討のため、現在勤務している従業員について、正社員、契約社員、パート・アルバイト等の雇用形態別人数、部門別配置人数をご提示ください。個人を特定しない範囲で、勤務時間・勤務日数等の概要もご教示ください。また、市として現従業員の継続雇用を次期指定管理者に期待するかご教示ください。

A. 雇用形態別人数…社員 3 名、パート 8 名の計 11 名。

部門別…責任者 1 名、事務 1 名、売店 3 名、飲食 5 名(売店兼任含む)

勤務時間・勤務日数は開示不可とさせていただきます。

Q9. 現在の人員配置及び人件費実績について 売店、飲食、事務、施設管理、清掃等の部門別の標準的な人員配置及び繁忙期・閑散期の配置状況をご提示ください。可能であれば、直近正常年度及び 2026 年度の人件費総額又は年間総労働時間についても、収支計画作成の参考としてご提示ください。

A. 標準的な人員配置・・・統括責任者 1 名、売店：2 名、レストラン 4 名、事務 1 名、清掃員 1 名（シフト制の為、実際の人員数はプラス 3 名程）。

繁忙期の人員配置・・・統括責任者 1 名、売店：4 名、レストラン 6 名、事務 1 名、清掃員 1 名（シフト制の為、実際の人員数はプラス 3 名程）。

閑散期の人員配置・・・統括責任者 1 名、売店：1 名、レストラン 2 名、事務 1 名、清掃員 1 名（シフト制の為、実際の人員数はプラス 3 名程）。

年間総労働時間・・・正職員は 2032 時間。PT 社員は平均 1300 時間程です。

人件費総額・・・2023 年度実績で開示いたします。34,099,902 円（給料、賞与引当金、法定福利費、福利厚生費、通勤費含む）です。

Q10. 光熱水費等の実績について 指定管理料を伴わない独立採算型の運営であることから、電気、水道、ガス、燃料等の光熱水費について、直近正常年度及び2026年度の実績をご提示ください。可能であれば月別実績をご提示ください。また、共用部分、テナント部分等で個別計量又は費用負担区分がある場合は、その取扱いもご教示ください。

A.

	2026年4月	2026年5月	2026年6月	2026年7月	2026年8月
電気	370,673	381,004	441,844	482,384	673,312
ガス	64,672	57,497	51,282	89,482	100,381
水道	60,355	77,911	88,285	49,062	95,466

Q11. 太陽光発電設備の導入後の取扱いについて 2028年度に予定されている太陽光発電設備について、想定する設備規模、供用開始時期、維持管理主体及び費用負担をご教示ください。また、自家消費による電気料金削減効果が指定管理者の光熱水費削減に反映されるのか、売電収入等が生じる場合の帰属についてもご教示ください。

A. 太陽光発電は石川県が実施する事業となり、県の委託業者が各道の駅で太陽光発電等を実施し、発電された電気を道の駅指定管理者が買うかたちとなります。そのため、設備が整った際には電気料の契約を県の委託業者に切り替える必要があります。

電気料については現在の使用料よりも安い金額で20年間固定になると聞いています。

設備規模・開始時期については県から詳細な資料が来ませんが屋根に太陽光パネルをつける予定は説明を受けています。

維持管理主体及び費用負担については全て県の委託業者持ちとなります。そのため、供用というかたちではないので売電の収入は県の委託業者に入ります。

Q12. 修繕費の負担区分について 仕様書等における30万円を超える修繕の市負担について、30万円の判定は1件当たりの金額であるとの理解でよいかご確認ください。また、建物、空調、給排水、電気設備、厨房設備、冷蔵冷凍設備、什器等について、市と指定管理者の修繕・更新負担区分を具体的にご教示ください。

A. 1件当たりの金額でよい。建物、空調、給排水、電気設備、厨房設備、冷蔵冷凍設備、什器等すべてが対象となります。

Q13. 災害復旧工事後の不具合・瑕疵等への対応について 2026年3月の全面再開に至る災害復旧工事で施工又は更新された建物・設備について、今後、不具合、施工上の瑕疵等が判明した場合の責任主体及び費用負担をご教示ください。また、現在把握している未完了工事、経過観察事項、補修予定事項等があればご提示ください。

A. 不具合、施工上の瑕疵等が判明した場合の責任主体及び費用負担は市となります。現在把握している未完了工事、経過観察事項、補修予定事項等はありません。

Q14. 緑地広場の自主事業での活用条件について イベント、マルシェ、キッチンカー、体験事業等の自主事業で活用する場合の許可手続、使用制限、使用料等があればご教示ください。

A. 条例及び施行規則に則り運用することとなる。自主事業の内容や収支に関しては、その都度協議書を交わし実施することとなります。

Q15. 納付金算定における余剰金の定義について 単年度の余剰金 500 万円を超える部分の 50%を市へ納付する条件について、余剰金の具体的な算定方法をご教示ください。売上原価、人件費、光熱水費、維持管理費、広告宣伝費、システム費、採用・研修費、本部人員費、本部一般管理費等のうち、控除可能な費目及び算定上の制限があれば明示してください。

A. 単年度の余剰金（500 万円超の 50%を市へ納付）算出時の総費用には、売上原価、現場人件費、光熱水費、維持管理費、広告宣伝費、システム費、採用・研修費、減価償却費などの適正経費を控除可能です。ただし、本部共通経費は合理的な按分が必要であり、過大な初期開業費は指定期間（原則 5 年）での均等配分等のルール設定が求められます。

Q16. 初期投資・開業準備費及び減価償却の取扱いについて 新指定管理者が自己負担で行う売場改装、什器・厨房機器・POS 等の導入、サイン、採用・研修、開業販促等の初期投資・開業準備費について、指定管理事業の経費及び余剰金算定上どのように取り扱うのかご教示ください。また、資産計上した設備等の減価償却費を経費として算入できるかご教示ください。

A. 当施設は利用料金制であり、収支は原則としてすべて利用料収入で賄われます。R9.4.1 以降に自己負担等で実施する売場改装や什器・POS 等の初期投資（※施設改修を行う場合は事前に所管課との協議が必要）について、仕様書の規定が優先されるため、その取扱いや減価償却費の余剰金算定上の総費用への算入可否については、募集要項・仕様書の定めに従い、選定後の基本協定書作成時に協議の上で定めていくこととなります。開業準備費についても同様に仕様書等の定めに従います。

Q17. 自主事業の実施範囲について EC・通販、宅配、キッチンカー、イベント、マルシェ、体験事業、レンタサイクル、観光ツアー、貸室活用等について、指定管理者の自主事業として実施可能な範囲及び事前承認等の手続をご教示ください。また、自主事業の収益・費用が余剰金及び納付金の算定対象となるかご教示ください。

A. 実施範囲については、特段の定めはありません。条例及び施行規則に則り運用することとし、自主事業の内容や収支に関しては、その都度協議書を交わし実施することとなります。

Q18. ふるさと納税・EC 等への関与について 能登島・七尾市産品の販路拡大策として、指定管理者がふるさと納税返礼品の商品開発、出品支援、受注・発送業務等に関与することは可能でしょうか。また、施設を拠点とした EC・通販・発送業務の実施に制限がある場合はご教示ください。

A. 指定管理者が、能登島および七尾市産品の販路拡大を目的として、ふるさと納税返礼品の商品開発、出品支援、受注・発送業務等に関与することは可能。当該施設を拠点とした EC サイトの運営、通販、発送業務の実施に制限はありません。ただし、施設の設置目的に沿った適切な運営管理を行っていただくことや、業務を行う上での必要な手続（関係法令の遵守等）については、適切に対応していただくようお願いいたします。

Q19. 営業時間・休館日の変更裁量について 売店、レストラン、ファストフードその他各部門の営業時間及び休館日について、募集資料に定める条件以外に必須の営業時間等があるかご教示ください。また、季節、曜日、利用状況等に応じて、指定管理者の提案又は市との協議により営業時間を変更することは可能でしょうか。

A. 仕様書の 1 施設の概要（3）開館時間及び休館日の通りです。季節、曜日、利用状況等に応じて、指定管理者の提案又は市との協議により営業時間を変更することは可能です。

Q20. 販売価格・利用料金等の設定について 物販、飲食、自主事業等の商品・サービス価格について、指定管理者が設定できる範囲をご教示ください。また、条例等に基づく利用料金について、上限、減免、変更手続等の条件があればご教示ください。

A. 販売価格・利用料金等の設定について、条例及び施行規則には特段の明記はありません。

Q21. マーケティング・集客事業において市が重視する KPI について 9 月 9 日修正により「施設のマーケティングに関する業務」及び「集客事業」が追加・明確化されています。2027 年度からの 5 年間について、市が特に重視する成果指標があればご提示ください。来場者数、売上高、レジ客数、買上率、地域産品販売額、情報発信・広告効果、島内回遊、観光消費、連携事業数等について、具体的な目標値、期待水準又は現在把握している基準値があればご教示ください。

A. 具体的な目標値、期待水準又は現在把握している基準値はありません。

Q2 2. のとじま水族館との連携状況及び送客実績について 現在実施している、のとじま水族館との相互送客、共同PR、イベント、商品、チケット、観光案内等の連携内容をご提示ください。また、利用件数、送客数、クーポン利用数等、相互送客の効果を把握できる実績値がある場合はご提示ください。併せて、次期指定管理者に対し、市として特に期待する連携内容があればご教示ください。

A. 実績はありません。水族館のパフレットや期間限定割引クーポン付チラシを観光案内所に設置。

A. のとじま水族館だけではなく、周辺施設と連携した周遊イベント等で相互に誘客増加ができる仕掛けづくりを期待します。

Q2 3. 災害時における施設の位置付け及び指定管理者の役割について 能登半島地震の経験を踏まえ、現在、能登島交流市場が指定避難所、一時避難場所、物資・情報拠点等としてどのように位置付けられているかご教示ください。また、災害時に指定管理者へ求める具体的な業務、備蓄、施設開放、情報提供等の内容をご提示ください。

A. 能登島交流市場の建物自体は、七尾市の指定避難所、指定緊急避難場所には指定されておりませんが、駐車場（たぐみの里第1・第2駐車場）部分が七尾市の指定緊急避難場所となっています。

※なお、現在の指定管理者は、災害時における応援協定を七尾市と締結して、災害時には避難場所として施設と駐車場を一体的に利用すること及び物資の無償供給を行うこととしている。建物自体は指定緊急避難場所としていないが、指定管理者側で利用できる範囲で開放する。

Q2 4. 災害対応に要する費用の負担について 市の指示に基づく避難者受け入れ等に必要な費用は市負担とされていますが、対象となる費用の範囲をご教示ください。従業員の時間外勤務、商品・食材・飲料水の提供、光熱水費、清掃、警備、設備復旧等について、市負担となる範囲及び精算方法をご教示ください。

A. 市からの指示に基づく避難者の受け入れについて発生した費用は、災害救助法に基づき、以下の基準で市が負担します。ただし、費用が発生することが分かった時点で、事前に市と協議をお願いします。

従業員の時間外手当 → 負担します。ただし、基本給に当たる部分は負担できません。

商品、食材、飲料水の提供 → 負担します。ただし、事前に災害時における応援協定の締結をお願いします。

光熱水費 → 負担します。ただし、基本料金を除いた使用料相当を避難者受入時間で按分します。

清掃、設備復旧 → 負担します。ただし、避難者受入により生じた汚損、破損の現状復旧のみです。

警備 → 警備内容によりますが、市が必要と判断した場合は、市が警備会社と直接契約します。

Q25. 審査項目の配点及び9月9日修正後の重点評価事項について 募集要項に示された審査項目について、項目別配点を設定している場合はご提示ください。配点を公表しない場合には、今回の次期指定管理者選定において特に重視する項目又は評価上の重点事項をご教示ください。特に、9月9日修正で明確化された「集客事業」「他観光施設との連携」について、審査上重視する成果、提案内容又は評価の観点があれば併せてご教示ください。

A. 配点は公表しておりません。また、審査重視する項目等もお答えすることはできません。

Q26. 過去の指定管理者評価資料等について 現指定管理者の運営実績を踏まえた適切な事業計画を作成するため、過去の指定管理者モニタリング、年度評価、利用者数、売上高、収支、改善指示・要望等の資料について、閲覧又は提供可能な範囲をご教示ください。特に直近5年間について開示可能な資料があればご提示ください。

A. 市ホームページ（指定管理者制度導入施設管理運営状況評価）にて掲載しております。

Q27. 指定管理者変更時の引継ぎ体制について 指定管理者が変更となる場合、市、現指定管理者及び新指定管理者の三者による引継ぎの実施方法、開始時期、予定期間及び引継ぎ対象事項をご教示ください。候補者決定後に行う事前測定、設備確認、現地立入り等については可能との前提で、営業・施設管理・契約関係を含む具体的な引継ぎ工程をご提示ください。

A. 次期指定管理者選定が確定した時点で、可能な限り引継ぎにはご協力致します。

引継ぎ対象事項は次期指定管理者が確定した時点で引継ぎ工程含め、市を交えて協議いたします。

Q28. 指定管理開始前の準備費用について 指定管理候補者決定後から2027年3月31日までに必要となる設計、採用、研修、商品開発、什器・設備発注、システム準備、販促物制作等の費用は、新指定管理者の負担となるとの理解でよいでしょうか。また、これらを2027年度以降の指定管理事業の経費として計上することの可否をご教示ください。

A. 施設は利用料金制で運営されるため、R9.3.31までの設計、採用、研修、システム準備等の開始前費用は原則として新指定管理者の自己負担となります。採用・研修等の多額な準備費は、仕様書等に示された条件に基づき、選定後の基本協定書作成時の協議等において、指定開始後の利用料収入を原資とする余剰金算定への反映方法を整理していくことになります。なお、什器等の物理的資産の搬入・固定資産計上・減価償却も仕様書等のルールに基づきR9.4.1以降に行われます。

Q29. 指定管理者変更時の改装・営業開始時期について 現指定管理者の指定期間が2027年3月31日までであるため、指定管理者が変更となった場合、新指定管理者による什器・設備の搬入、店内改装、売場設営、POS設置、商品陳列等の本格的な開業準備は原則として2027年4月1日以降になるものと考えています。この場合、4月1日から通常営業を開始することは困難と思われますが、一定の準備・改装期間を設けたうえで営業開始することは可能でしょうか。市として想定する営業開始時期、休館可能期間又は部分営業等の条件があればご教示ください。

A. すべての施設を2027年4月1日に営業を開始することは難しいと考えます。ただし、年度末の引き継ぎ期間を要したうえで一部の施設だけでも営業いただければと思います。その段階での設備の整い具合にもよると思いますので、その都度協議を行うこととなります。

Q30. 施設改装・レイアウト変更の範囲について 次期指定管理者が売場構成、商品棚、冷蔵・冷凍什器、飲食区画、客席、サイン等を変更する場合、指定管理者の負担で実施可能な改装の範囲、市の事前承認が必要となる工事・変更の範囲及び、原状回復義務の考え方をご教示ください。

A. 特段の定めはないため、その都度協議となります。原状回復義務は前指定管理者が受け渡した時の状態となります。ただし、さらに5年後に指定管理者が変更となった場合は当該指定管理者及び市との協議となります。

Q31. 施設名称・店舗名称・ブランド等について 「能登島交流市場」「道の駅のとじま」の施設名称・表示について、指定管理者が遵守すべき条件をご教示ください。また、売場、レストラン、ファストフード等の店舗名称、ロゴ、サイン、独自ブランド等について、指定管理者の提案により新設・変更することは可能でしょうか。

A. 「能登島交流市場」「道の駅のとじま」の施設名称を変更することはできません。
売場等の店舗名称、ロゴ、サイン、独自ブランド等について、指定管理者の提案により新設・変更することは可能です。

Q32. 観光案内機能及び多言語対応について 施設に求められる観光案内機能について、常駐人員、対応時間、案内範囲、パンフレット管理、多言語対応等の必須業務をご教示ください。また、現在使用している観光案内システム、デジタルサイネージ等がある場合は、所有者及び継続使用の可否をご提示ください。

A. デジタルサイネージ設置。公式HP、インスタ、Xで案内。道の駅のとじまのパンフレットは震災後、未作成。

